

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	2
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告について【技術監理局契約部 契約課】	4
◇ 教育委員会	
○ 指定管理者の指定【教育委員会中央図書館庶務課】	8
◇ 人事委員会	
○ 初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員 会事務局調査課】	9
○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務 局調査課】	10

北九州市告示第465-2号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月18日

北九州市長 北橋健治

3 係留施設の岸壁の表の門司の項中

「	太刀浦 35～ 39号 岸壁	門司区 太刀浦 海岸	300.00 (取付) 10.48	15.0	-4.5	1.5	
	太刀浦 40号 岸壁	門司区 太刀浦 海岸	60.00 (取付) 20.00	15.0	-4.5	1.5	を
	太刀浦 41号 岸壁	門司区 太刀浦 海岸	60.00	15.0	-4.5	1.5	
	太刀浦 42号 岸壁	門司区 太刀浦 海岸	60.00	15.0	-4.5	1.5	
」							
「	太刀浦 35～ 37号 岸壁	門司区 太刀浦 海岸	180.00 (取付) 10.48	15.0	-4.5	1.5	に
」							

改める。

4 臨港交通施設の道路の表の門司の項中

太刀浦 39号 道路	門司区 太刀浦 海岸	212.40	14.20～ 16.70	アスファルト 舗装	を
------------------	------------------	--------	-----------------	--------------	---

太刀浦 39号 道路	門司区 太刀浦 海岸	167.18	14.20～ 16.70	アスファルト 舗装	に
------------------	------------------	--------	-----------------	--------------	---

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の項中

太刀浦37号岸壁荷 さばき地	門司区太刀 浦海岸	3,391.94	1級	を
太刀浦38・39号 岸壁荷さばき地	門司区太刀 浦海岸	4,670.58	2級	
太刀浦40～42号 岸壁荷さばき地	門司区太刀 浦海岸	8,358.67	2級	

太刀浦37号岸壁荷 さばき地	門司区太刀 浦海岸	3,391.94	1級	に
-------------------	--------------	----------	----	---

改める。

北九州市公告第854号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

児童生徒用机及び椅子 一式（机 3, 137台及び椅子 3, 103脚）

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成30年3月30日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 最初の契約に係る入札公告日 平成29年5月23日

(6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙

入札に変更する場合がある。

- (4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年1月10日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年1月26日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の

添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年1月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成30年1月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年1月18日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月26日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年1月25日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年1月26日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Desks and chairs for students

Quantity: 1 unit (3,137desks; 3,103chairs)

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., January 26, 2018

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., January 25, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市教育委員会教育長告示第4号

北九州市立図書館規則（昭和47年教育委員会規則第9号）第20条の規定により、北九州市立門司図書館等の指定管理者を次のとおり告示する。

平成29年12月21日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者	指定する期間
北九州市立門司図書館	株式会社日本施設協会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
北九州市立戸畑図書館		

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成 29 年 12 月 20 日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第 12 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 41 年北九州市人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 13 のイの表昇格後の号給の 2 級欄中

5 4	を	5 3	に
5 4		5 4	
5 5		5 4	
5 5		5 4	
5 6		5 5	
5 6		5 5	
5 7		5 5	
5 7		5 6	
5 7		5 6	
5 8		5 6	
5 8		5 7	
5 8		5 7	
5 9		5 8	
5 9		5 8	
5 9		5 9	
6 0		5 9	

改める。

付 則

この規則は、平成 29 年 12 月 22 日から施行し、改正後の別表第 13 のイの表の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第13号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成21年北九州市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

期間の区分	支給額
	円
16年未満	308,300
16年以上17年未満	305,000
17年以上18年未満	301,700
18年以上19年未満	298,400
19年以上20年未満	295,100
20年以上21年未満	291,800
21年以上22年未満	278,000
22年以上23年未満	264,000
23年以上24年未満	250,500
24年以上25年未満	236,600
25年以上26年未満	222,900
26年以上27年未満	205,300
27年以上28年未満	188,200
28年以上29年未満	170,900
29年以上30年未満	153,300
30年以上31年未満	135,300
31年以上32年未満	117,000
32年以上33年未満	99,100
33年以上34年未満	73,100
34年以上35年未満	48,800

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

付 則

この規則は、平成29年12月22日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。